

# 厚生労働省 参考資料①

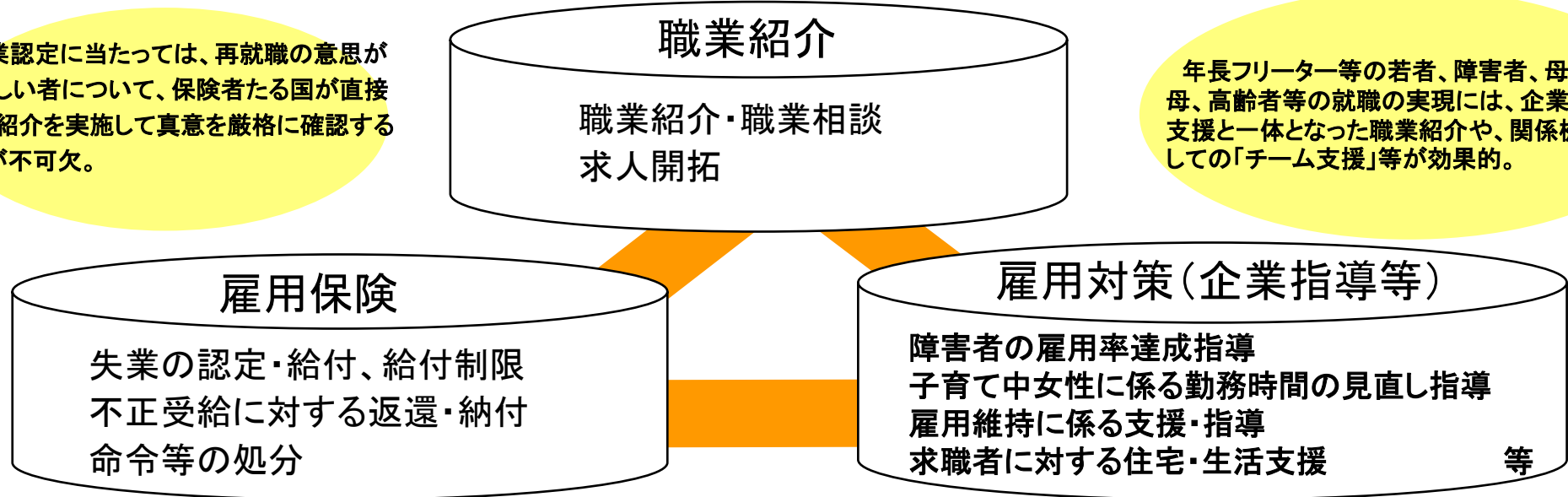
( 平成22年5月24日 )

# 雇用のセーフティネットを担うハローワーク

就職する希望を持つ全ての人(年長フリーター等の若者、障害者、母子家庭の母、高齢者等)への支援を進めていくためには、企業への指導・支援と一体となった職業紹介が効果的であることから、職業紹介と雇用対策(企業指導・支援等)を一体的に実施するハローワークが雇用のセーフティネットとしての中核的な役割を果たす必要がある。

失業認定に当たっては、再就職の意思が疑わしい者について、保険者たる国が直接職業紹介を実施して真意を厳格に確認することが不可欠。

年長フリーター等の若者、障害者、母子家庭の母、高齢者等の就職の実現には、企業への指導・支援と一体となった職業紹介や、関係機関と連携しての「チーム支援」等が効果的。



※ OECDの雇用戦略においても、職業紹介、失業給付及び雇用対策の3つの機能は統合されるべきとの勧告がなされている。(1994年、2006年)  
 ※ G8労働大臣会合・議長総括においても、政府は、職業紹介・失業給付・積極的労働市場政策を統合する、よく機能する効果的な雇用機関があることを保証しなければならないと述べられている。(2007年、2008年)

## ハローワークの職業紹介業務の実績

全国のハローワーク(545所)において無料の職業紹介を実施 ※ハローワーク数は平成22年度末

平成21年度実績

- ・ 新規求職申込件数 約782万件
- ・ 新規求人数 約622万人
- ・ 就職件数 約204万件
- ・ 就職率 26.1%

- 就職経路に占めるハローワークの割合 19.7%
- ⇒ 民間職業紹介事業者の割合 1.6%
- 広告 30.9%
- 縁故 23.5%
- その他 24.3%

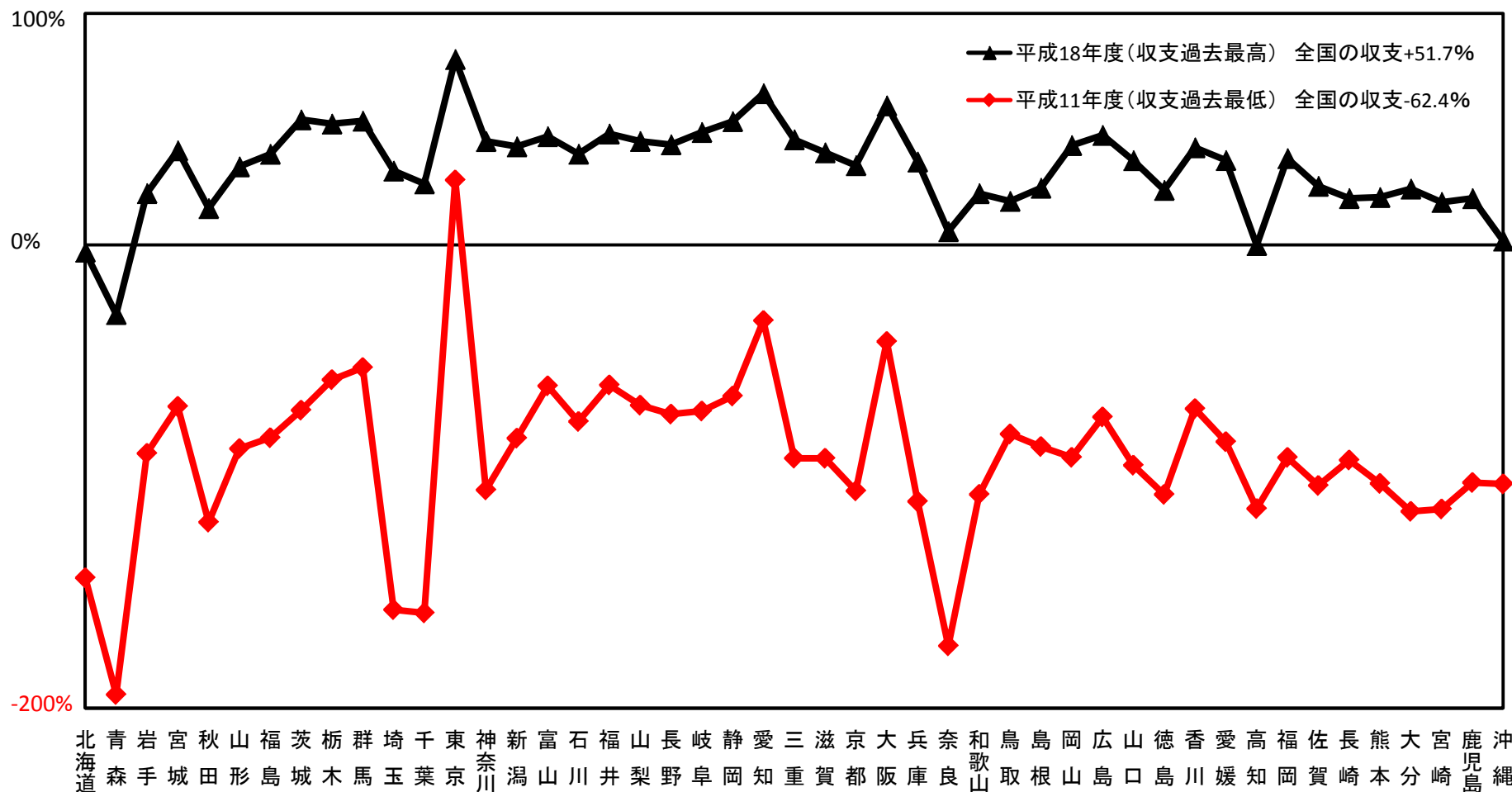
注：その他の割合にはハローワークインターネットサービスを就職経路とするもの(3.6%)を含む

(平成20年 雇用動向調査)

# 雇用保険の都道府県別収支状況等について

- 都道府県によって、収支状況に大きな格差がある(例えば、平成18年度の実績を単純に置き換えると、青森県は全国平均の3倍以上、東京都の7倍以上の保険料が必要)
- 給付や収入は雇用失業情勢の動向等に依存する(例えば、平成11年度の給付は平成18年度の2倍以上)ため、収支状況は大きく変動する
- 他都府県で就業している労働者については、保険料の徴収と給付を行う都府県が異なる

## 雇用保険の都道府県別収支状況((収入-支出)／収入)



弱い立場にある労働者や地域のニーズに対応する労働市場・雇用政策の役割

政府は、職業紹介、失業給付と積極的労働市場施策を十分に統合することを通じて、労働市場の需給調整機能を強化するとともに、これらの機能を果たす組織を全国ネットワークとして維持することが重要である。

OECD雇用戦略(抜粋)

1994年雇用戦略

○積極的労働市場政策

労働市場政策の焦点を所得保障という受動的なものから、再雇用の援助という積極的手段に移す必要があること、また、積極的手段と失業保険給付及び失業関連給付制度とが密接に作用し合うようにすることが重要であり、このために、PESが行う職業紹介とカウンセリング、失業保険金の給付、労働市場プログラムの管理の3つの基本的機能を統合するべき。

2006年雇用戦略(1994年雇用戦略の改訂)

○良く設計された失業給付制度と積極的労働市場政策を実行する

職業紹介サービスは、失業者にきめ細やかな面接、職探し支援を提供するべき。積極的労働市場プログラムへの参加は、グループ(例:統合の困難に直面している移民、不利な状況に置かれている若年者や高齢者の求職者)に応じた一定期間の失業状態を経過した後は、強制的なものであるべき。職業紹介サービスは、これらの役割を遂行するだけの十分な資源を有し、その機能はよく統合されるべき。

## 諸外国における職業紹介・失業保険関係業務の実施主体

◎ 先進主要国においても、日本と同様に、雇用保険と職業紹介が一体的に実施されている。

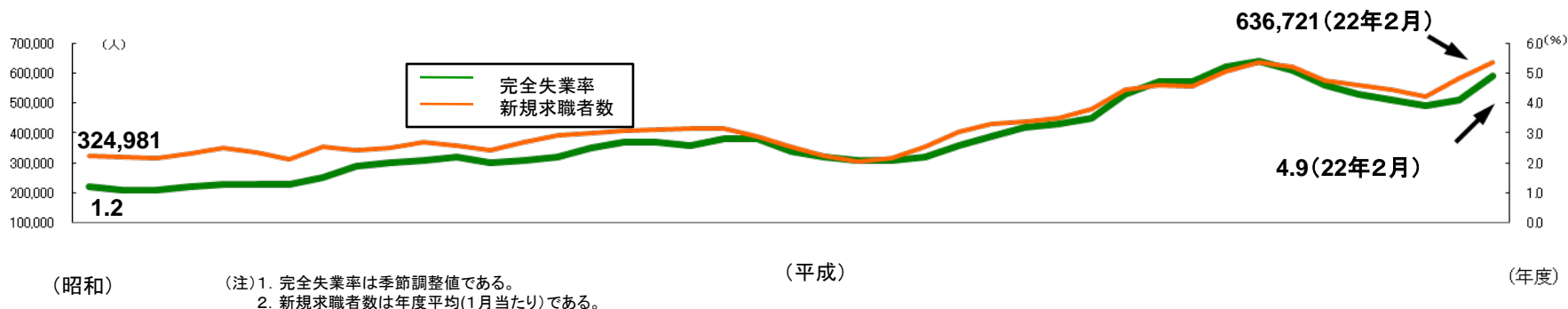
	紹介業務	認定業務
イギリス	ジョブセンタープラス庁	ジョブセンタープラス庁
アメリカ	職業安定所(州)	職業安定所(州)
ドイツ	職業安定所 (連邦雇用機関)	職業安定所 (連邦雇用機関)
スウェーデン	職業安定所	職業安定所
フランス	雇用局	雇用局

※ 英国では、1974年から職業紹介と失業保険の給付を切り離したものの濫給が生じ、1986年、サッチャー政権が両事業を統合(統合の初年度には受給者約3割減)。

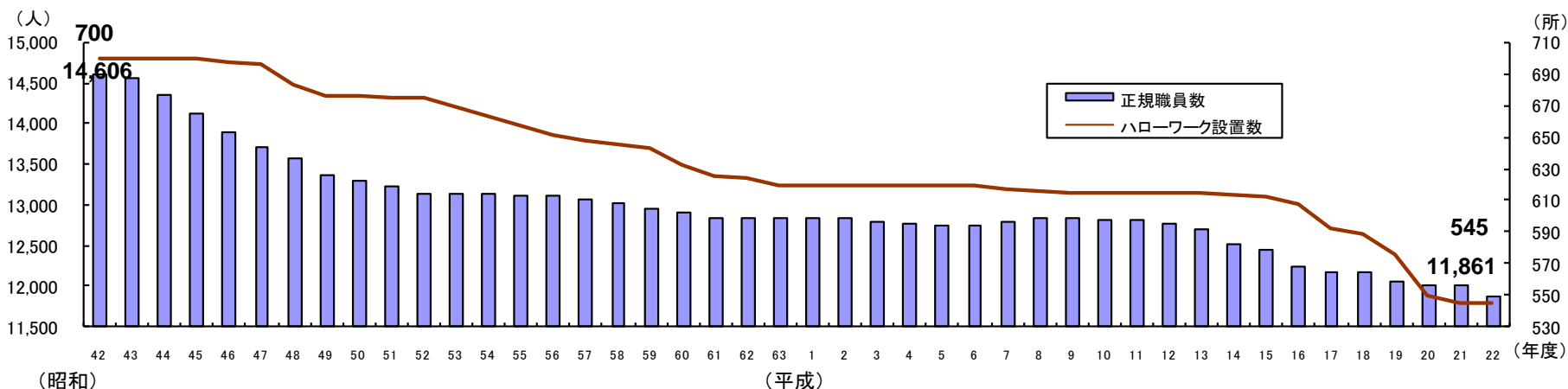
※ フランスでは、2008年2月に成立した法律により、全国雇用機関(ANPE)と商工業雇用協会(ASSEDIC)を統合し、新たな組織「Pole emploi(雇用局)」を2009年1月に設立。

# 新規求職者数等の推移とハローワーク職員数等の推移

## ○ 完全失業率及び新規求職者数の推移



## ○ ハローワーク設置数及び正規職員数の推移



○ 「新たな定員合理化計画」(17年10月4日閣議決定)により、18年度から21年度までに1,290人定員合理化。総人件費改革として、「国の行政機関の定員の純減について」(18年6月30日閣議決定)に基づき、22年度までに671人(ハローワーク関係)を純減。

○ 「国の行政組織等の減量・効率化の推進について」(平成18年12月22日総務省行政管理局)により、平成18年度から5年間で30労働局管内で統廃合を実施し、少なくとも50所(署)において整理合理化を実施(労働基準監督署を含む)。

※平成21年度の正規職員数には、平成21年度補正予算による臨時増員304人(平成23年度末までの時限措置)を含む。

# 主要先進国の職業紹介機関の体制について

	職業紹介機関 名称	職業紹介 機関数 (箇所)	職員数 (非常勤職員等も 含めた人数) (人)	労働力人口 (千人)	職員1人 当たり労働力人口 (人)	機関1箇 所当たり 労働力人口(人)	失業者数 (千人)	職員1人 当たり失 業者数 (人)	機関1箇 所当たり 失業者数 (人)	失業率 (%)
イギリス	ジョブセンター・ プラス	865('08)	65,644('09) (67,308)	29,517('05)	450 (439)	34,124	1,500('05)	23 (22)	1,734	7.6('09)
ドイツ	公共職業安定所 (連邦雇用機関)	786('09)	92,297('09) (108,781)	43,068('07)	467 (396)	54,794	3,423('09)	37 (31)	4,355	8.2('09)
フランス (注1)	公共職業安定所 (雇用局)	910('09)	約45,000('08) (注2)	28,042('08)	623	30,815	2,092('08)	46	2,299	9.4('09)
アメリカ	各州職業安定 機関	2,951('08)	— (注3)	149,320('05)	—	50,600	7,600('05)	—	2,575	9.3('09)
日本	公共職業安定所	545('09末)	11,861('10末) (29,424)	66,170('09)	5,579 (2,249)	121,413	3,360('09)	283 (114)	6,165	5.1('09)

(注1) フランスには職業紹介機関であるANPEの他に失業保険を扱う機関であるASSEDICがあったが、ANPEとASSEDICは2009年1月に統合。

職員数については、ANPEとASSEDICを合算したものを計上。

(注2) 職員と非常勤職員等の内訳は不明。

(注3) 各州単位で公共職業紹介機関の設置を行っているため、全体の職員数については不明。なお、97年当時の職員数は約70,000人。

※ ホームページ上の各種統計資料をもとに、厚生労働省において作成。

## 地方公共団体による無料職業紹介事業の状況

### ◎ 地方公共団体による無料職業紹介事業とハローワークの実績(平成20年度)

	①地方公共団体による 無料職業紹介事業(注)	②ハローワーク	①/②×100%
新規求職申込件数	26,618 ( 12,288 )	7,033,306	0.38% ( 0.17% )
新規常用求人数	51,676 ( 28,000 )	7,059,417	0.73% ( 0.40% )
常用就職件数	4,751 ( 1,683 )	1,739,551	0.27% ( 0.10% )

- ① 職業紹介事業報告(平成20年度)  
② 職業安定業務統計(平成20年度)

(注) 平成21年3月31日現在で126団体(40都道府県1区51市30町3村1組合)が実施  
括弧内の数字は40都道府県の実績

※ 地方公共団体が行う無料職業紹介事業については、一部の分野等(農業、医療、U・Iターン)に限られているところが多い。



# 職業安定組織の構成に関する条約 (ILO第88号条約) (抜粋)

(日本は1953年10月20日に批准)

## 第 一 条

- 1 この条約の適用を受ける国際労働機関の加盟国は、無料の公共職業安定組織を維持し、又はその維持を確保しなければならない。
- 2 (略)

## 第 二 条

職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。

## 第 三 条

- 1 その体系は、当該国の各地理的区域について十分な数であつて使用者及び労働者にとって便利な位置にある地区職業安定機関及び適当な場合には地方職業安定機関の網状組織から成る。
- 2 (略)

## 第 四 条

- 1 職業安定組織の構成及び運営並びに職業安定業務に関する政策の立案について使用者及び労働者の代表者の協力を得るため、審議会を通じて適当な取極が行われなければならない。
- 2 それらの取極においては、一又は二以上の中央の審議会並びに必要な場合には地方及び地区の審議会の設置を定めなければならない。
- 3 それらの審議会における使用者及び労働者の代表者は、使用者及び労働者の代表的団体が存在する場合には、それらと協議の上それぞれ同数が任命されなければならない。

＜ハローワーク業務の地方移譲に関する外務省の意見＞

平成20年10月8日

1. ハローワーク業務の地方移譲の議論は、我が国の政策論としてそれが望ましいか否かという観点から行われるべきものであり、外務省としては、政策論に立ってILO第88号条約との整合性を論じることが必要と考えている。

2. その上で、都道府県への移譲とILO第88号条約との関係に関する外務省の意見は以下のとおりである。

ILO第88号条約は、職業安定組織について、

① 国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成されること（第2条）

② 各地理的領域について充分な数で、労使にとって便利な位置にある地区職業安定機関の網状組織（ネットワーク）から成ること（第3条）等を求めている。

仮にハローワーク業務を地方に移譲することとなれば、国の指揮監督の度合いが弱まることになるので、外務省としてはILO第88号条約との整合性に疑義が生じると考えている。

3. 仮に日本政府がILO第88号条約との整合性に疑義を生じさせたままハローワーク業務の地方移譲を進めれば、労使がこれを不満に思った場合、ILOに対して条約違反である旨の申立てを行うなどの可能性がある。実際に申立て等がなされ、その結果例えば、ILO条約勧告適用専門家委員会での審議・報告の手続に付され、ILO総会での個別審査を受けることもある。その際には日本政府として充分な抗弁ができるとの認識を有していない。

4. ハローワーク業務を引き続き国家の責任において行うべきなのか地方において行うべきなのかが検討された上で、地方への移譲が我が国の政策として適当との結論に至るのであれば、ILO第88号条約との整合性が問題となり得、その政策がILO第88号条約に背馳する場合には、外務省としては同条約の廃棄も検討する必要があると考えている。したがって、地方分権改革推進委員会が、地方への移譲を提言するのであれば、ILO第88号条約の廃棄も検討すべき旨を併せて提言すべきであると考える。

5. なお、外務省としては、同条約を廃棄する必要があるのであれば、ILO第88号条約の廃棄は10年に一度と定められており、次に廃棄が可能となるのは、6年後、すなわち平成26年10月20日から1年の間となっている点に、留意いただきたいと考える。

# 労働基準行政に関する基本的な考え方

## 労働基準行政について

労働基準法、労働安全衛生法を始めとする、労働者を保護するための刑罰法規の履行確保、労災保険業務など労働基準監督署の業務については、現在、国が一元的に実施。

## 地域主権改革に係る留意点

### 1 労働基準監督(労働者を保護する法規の履行確保)

- 労働者の生命身体の安全の確保、賃金の支払いなど経済的基礎の確保は、地域の状況等によらず全国統一に行われる必要があることから、法令・通達など基準の定立のみならず、基準の履行確保も国が行う必要(※)がある。
  - i 刑罰法規、立入権限等の行政権限行使の全国統一の運用
    - ・ 全国統一に労働者保護を図るため、行政権限行使に当たり、全国統一な指揮命令・中央監察による水準統一が必要であり、地方の実情に応じ、「曲げて」運用することは不適當。これは企業活動の公正な競争を確保するためにも必要。
    - ・ ILO条約・勧告においても、労働監督は、中央機関の監督及び管理下に置くことが前提。
  - ii 機動的な監督指導
    - ・ ①全国に共通する労働衛生上の緊急事態への対処(石綿)、②全国展開する企業の労務管理を全社的に是正(名ばかり管理職)等、全国的な問題事案が発生した際に、全国一律、一斉の対応を指示することができない。
  - iii 専門知識を有する職員による実施体制の確保(労働基準監督署・労働基準監督官)
    - ・ 国では、労働基準監督官試験に合格した者が、全国異動しつつ、一貫して労働基準行政に従事し、研修を受ける。都道府県単位では、特に小規模県の場合、少人数となり、人事異動、キャリア形成に制約。

※ 履行確保の業務は、事前に具体的・網羅的に基準を設定して処理できるものではなく、通達等による定期・随時の指示が必要。地方移管すれば、国の関与は技術的助言等に限られ、基準の解釈・運用が地方自治体に委ねられ、全国統一性の担保は不可能。

## 2 労災保険制度の認定・給付・保険料徴収

- 労災保険制度は、労働基準法に定める使用者の災害補償責任(違反に罰則)を基盤とする制度として、全国統一的な、公平、公正な実施が必要。  
国管掌の保険制度として、適用、徴収、給付のすべてを、適正かつ効率的に運営する必要。
  - i 保険集団の最大化によるリスク分散
    - ・ 労災保険は、保険集団を可能な限り大きくしてリスク分散を図るため、国が全国的に運営することが最も効率的。
  - ii 保険制度の企画責任、運営責任、財政責任の所在の一致
    - ・ 企画責任、財政責任(国が徴収する全額使用者負担の保険料＋一般会計からの補助)と運営責任の所在の分離は、不適切。  
特に、保険者でなく財政負担もない地方自治体が認定等の事務のみを行うことは、給付費の増加及び保険料の上昇を招くおそれ。
  - iii 予め認定基準の設定が困難なものも含めて給付の公平性の確保
    - ・ 労働基準法に基づく災害補償責任の有無についての判断を、全国統一的に公平性をもって行うことが必要。
    - ・ 知見の集積が十分でないこと等から「認定基準」を設定しきれない疾病等もあり、担当職員の研修など専門性を持続的に高めることが必要。
  - iiii 監督・安全衛生行政(保険事故たる労働災害の防止)との一体的実施
    - ・ 監督・安全衛生行政と一体的に行うことにより、適正効率的な認定を行うとともに、再発防止策を併せて行うことが必要。

## 都道府県警察に対する国の関与

### 警察職員

都道府県警察の職員は、次の2種類。

○ 警視正（警察本部の部長・主要課長、大規模署の署長相当）

以上は、国家公務員であり、国家公安委員会が任免する。

○ 警視正未満は地方公務員であり、定員は条例で定めることとされているが、

・ 定員、階級別定員は、政令で定める基準に従わなければならない。

・ （国家公務員である）警察本部長が任免する。

### 国による指揮監督等

○ 指揮監督

・ 警察庁長官が、都道府県警察を指揮監督。

・ 各都道府県警察においては、（国家公務員である）幹部が部下を指揮監督。

○ 監察

国の管区警察局（東北、関東、中部、近畿、中国、四国及び九州）が、

・ 府県警察に対する監察

・ 府県警察の事務の調整、支援

等を実施。

# 雇用均等行政に関する基本的な考え方

## 雇用均等行政について

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム労働法等に基づく労働者、事業主等に対する指導・紛争解決援助等の雇用均等室の業務については、現在、国が一元的に実施。

## 地域主権改革に係る留意点

男女雇用機会均等法等に基づく指導・援助業務など雇用均等室の業務については、労働基準行政と同様に、国が定めた基準で全国一斉・統一的に行う必要(※)。

※ 履行確保の業務は、事前に具体的・網羅的に基準を設定して処理できるものではなく、通達等による定期・随時の指示が必要。地方移管すれば、国の関与は技術的助言等に限られ、基準の解釈・運用が地方自治体に委ねられ、全国統一性の担保は不可能。

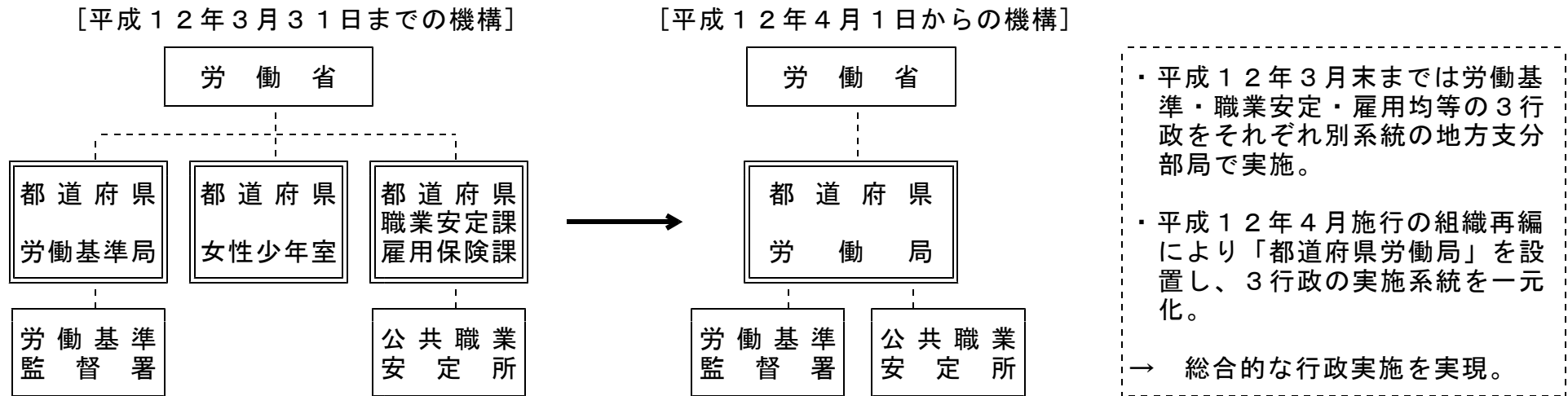
### 1. 労働者の権利の確保

雇用均等行政において所管している男女雇用機会均等法をはじめとする各種法律は、そのほとんどが労働者の基本的な権利を定めるものであり、地域によってその権利の確保に当たり差があってはならず、全国統一に労働者を保護する必要があることから、ナショナルミニマムの維持・達成の観点から国が全国統一的な指揮命令により実施すべきものである。これは、企業活動の公正な競争を確保するためにも必要である。

### 2. 全国的な観点からの事業主指導

事業主に対する指導において、都道府県間での事案の移送や、複数の都道府県雇用均等室の管轄にまたがる全国展開している企業や業界等において違法な雇用管理の傾向が把握された場合、全国的な問題事案に一斉に対応する必要があることから、その指導に当たり、報告徴収等のポイントの共有、報告徴収時期の効果的設定等を行うケースもあり、全国的な視点から、各雇用均等室間の密接な連携による効果的、効率的かつ統一性のある強力な指導が必要である。

## 労働基準・職業安定・雇用均等行政の一体化



3行政の一体化によって、現在、次のようなことが可能になっており、これを再び分離することは労働者保護に反する。

- ・ 企業倒産、雇用調整等に際し、情報収集、不適切な解雇や雇止めの予防のための啓発指導、賃金不払や解雇手続に関する法違反の是正、離職を余儀なくされた場合の失業給付や再就職支援等について総合的かつ機動的に対応。
- ・ 労働者派遣契約の中途解除、製造業務等における偽装請負その他労働者派遣法違反の事業主に対する指導監督を労働基準行政と職業安定行政が連携して行い、共同監督などを実施。
- ・ 公共職業安定所が事業所に対する雇用管理指導等を実施する中で、労働保険未加入等の疑いがある事案、偽装請負の疑いのある事案等を把握した場合は、事案に応じ労働局等に情報提供。
- ・ 労働局に「総合労働相談コーナー」を設け、あらゆる労働相談をワンストップ的に受け付け、内容に応じて労働局自ら、あるいは労働基準監督署、公共職業安定所、雇用均等室という専門組織で解決。また、問題が混在する事案も円滑に処理。